

神奈川県立 総合療育相談センター概要



2022.10.11
SRCあり方検討会

総合療育相談センター

概要

総合療育相談センター SRC

S O U G O U R Y O U I K U S O U D A N N C E N T E R

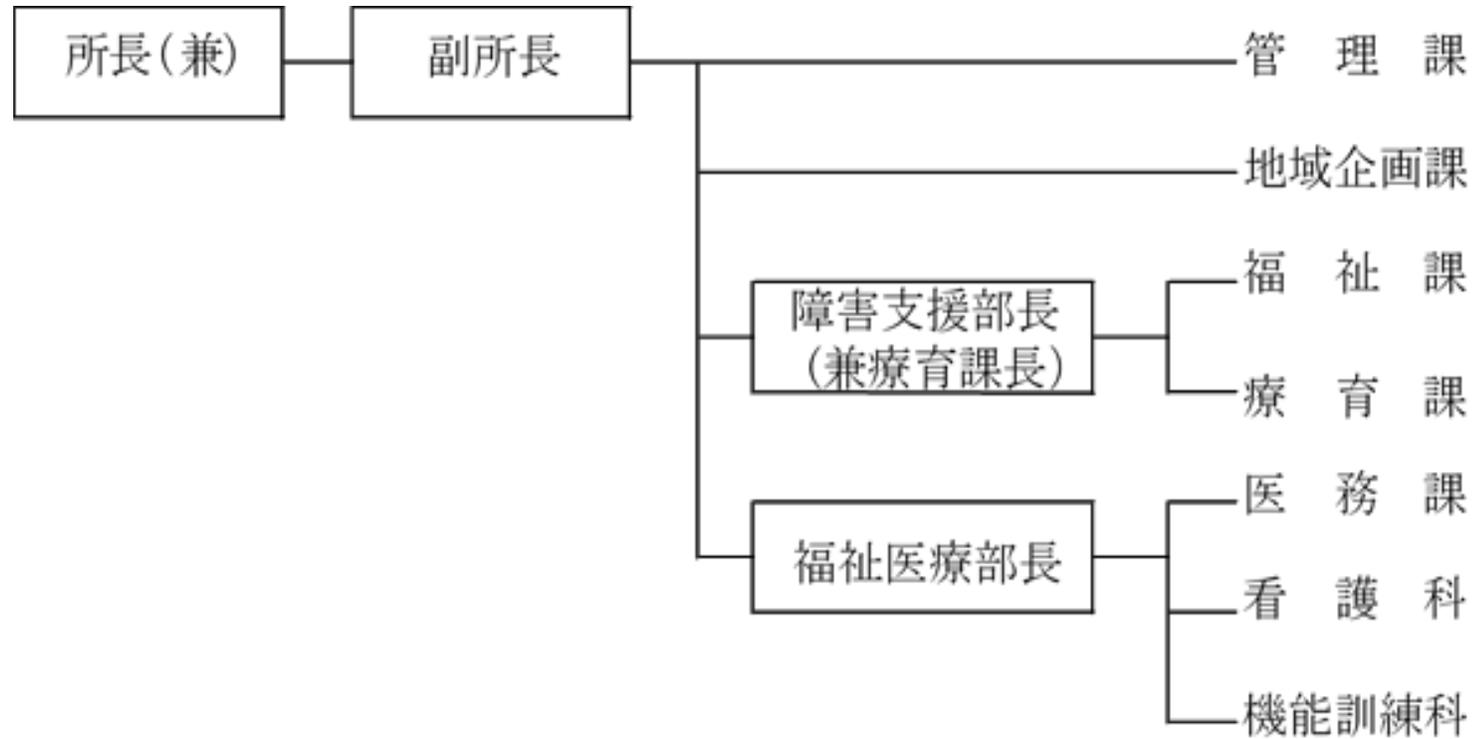
所在地・所掌等

所在地	神奈川県藤沢市亀井野 3 1 1 9
設置	平成 8 年 4 月
所掌	<ol style="list-style-type: none">1 児童の心身の健全な発展に関し、 特に複雑又は困難な問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。2 身体障害者及び知的障害者に関する問題につき、 家庭その他からの相談に応ずること。3 身体障害者等（18歳未満の知的障害者を除く。）の 医学的、心理学的及び職能的判定を行い、必要に応じ、 補装具の処方及び適合判定並びに指導を行うこと。4 児童及び身体障害者等に対し、診療、療育訓練等を行うこと。5 必要に応じ、巡回して 2 から 4 までの業務を行うこと。

主な機能

種 類		事業根拠	県障害福祉 事業として
診療所	外来診療(専門診療、早期療育外来 等)	医療法 障害者総合支援法	
	病棟診療(19床／リハビリテーション入院／一時保護委託入院／(空床)短期入所)	医療法 障害者総合支援法等	
障害児等療育支援事業(訪問、療育相談、早期療育外来、機関支援)		障害者総合支援法	必須
医療型短期入所(病棟空床利用の障害福祉サービス事業)		障害者総合支援法	
障害者更生相談所(相談・判定(補装具・更生医療・療育手帳判定(成人)))		身体障害者福祉法 知的障害者福祉法	必須
障害者手帳交付(身体障害者手帳・療育手帳)		身体障害者福祉法 (国)療育手帳制度要綱等	必須
福祉人材育成(研修)			
庁舎管理・その他(診療報酬・障害福祉サービス等報酬請求等)		県規定	

組 織



職員配置

令和4年4月1日現在

	一般事務	福祉	医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	保育士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	運転員	栄養士	合計
所長			1										1 0
副所長	1												1 0
管理課	4 (1)										(1)	(1)	4 (3)
地域企画課	3	3											6 0
障害支援部長		1											1 0
福祉課		9 (3)	1 (11)										10 (14)
療育課		8 (2)											8 (2)
福祉医療部長			1										1 0
医務課			4 (25)	(2)		2							6 (27)
看護科					23								23 0
機能訓練科								5 (1)	3 (1)	3			11 (2)
合計	8 (1)	21 (5)	7 (36)	0 (2)	23 0	2 0	0 0	5 (1)	3 (1)	3 0	0 (1)	0 (1)	72 (48)

医療人材 83
 福祉人材 26
 事務ほか 11
 計 120

※ 斜体は兼務職員
 ※ ()は外数で会計年度任用職員
 ※ 臨任、再任用含む

特 徴

医療と福祉が連携して、

・ 専門療育機関としての機能を発揮

- 例 [医療] 外来診療（早期療育）（専門外来）
（療育外来・発達障害等支援外来・摂食外来、補装具外来）
[福祉] 障害児等療育支援事業（巡回リハビリテーション、在宅重心訪問等）

・ 障害者更生相談所としての機能を発揮

- 例 [福祉] 専門的判定・評価
（補装具（来所・巡回、文書））（更生医療給付）
（療育手帳（成人対象の程度判定））
（重心認定、強度行動障害認定等）

医療・福祉連携（機能別）

機能	関係課(科)	職種
診療所(外来診療・病棟診療19床)	医務課、看護科、機能訓練科 療育課	医師、薬剤師、検査技師、放射線技師、PT、OT、ST、看護師 福祉(CW、心理)
障害福祉サービス事業所 (医療型短期入所(空床利用))	医務課、看護科 療育課	医師、看護師、PT、OT、福祉(CW)
知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所	福祉課 医務課、看護科、機能訓練科	福祉(知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、心理)、医師、看護師、PT、OT、ST
研修(福祉人材育成)	地域企画課 (福祉課) (医務課、看護科、機能訓練科)	福祉、事務 (医師、看護師、PT,OT,ST)
運営全般・各種報酬請求・庁舎管理等	管理課	事務ほか

事業紹介

総合療育相談センター **S R C**

S O U G O U **R** Y O U I K U S O U D A N N **C** E N T E R

事業の種類（医療・福祉・その他）

- 1 診療所（19床）
- 2 障害福祉サービス事業所
（医療型短期入所（空床利用））
- 3 知的障害者更生相談所／身体障害者更生相談所
- 4 研修（福祉人材育成）
- 5 運営全般・各種報酬請求・庁舎管理等

1 診療所（特徴）

主な対象

肢体不自由児、重症心身障害児・者、
知的障害児、発達障害児、被虐待児等
心身の問題を有する子ども

診療の種類

外来診療、入院診療

1 診療所（外来診療）

特徴

- ・ 専門性や社会的難易度が高いケース
- ・ 早期療育対象、進行性疾患、重心等、早期受診が望ましいケースに対応
- ・ 発達アセスメントとチームアプローチが得意
- ・ 毎日（午前・午後）外来診察

患者様の傾向

- ・ [設立時] 脳性麻痺 → [近年] 重度・重複障害と発達障害・知的障害が増加
- ・ 検査や書類作成のみの希望者あり（費用が安い等を理由）
- ・ 待機が多く、9月1日現在、3～4か月待ち（需要>>供給）

1 診療所（外来診療）

- 早期療育外来（リハビリテーション科、小児神経科、整形外科）
- 専門外来（リハビリテーション科、小児神経科、児童精神科、整形外科）
 - ① 療育外来（リハビリテーション科、小児神経科、児童精神科）
 - ② 発達障害等支援外来（児童精神科、小児神経科）
 - ③ 摂食外来（リハビリテーション科）
 - ④ 補装具外来（リハビリテーション科、整形外科）

1 診療所（外来診療）

■ 早期療育外来（リハビリテーション科、小児神経科、整形外科）

対象 医療機関で出生あるいは集中治療を受けた後の障害がある、または障害が残るおそれがある、発達に心配のある乳幼児

内容 医療から福祉的関わりも必要となる時期への橋渡しの役割を担い、障害受容を援助し、在宅生活を支援する等

新規患者数(実) 184人

(参考)リハ科の新患内訳

97人中、脳性麻痺等肢体不自由23人、

染色体異常等知的障害56人

自閉症スペクトラム等発達障害8人、その他10人

年間患者数(延) 3,669人

1 診療所（外来診療）

■ 専門外来

リハビリテーション科

小児神経科

児童精神科

整形外科

区分	午前(9～12時)	午後(13～17時)
月	●	●
火	●	●
水	●	●
木	●	●
金	●	●
土日祝	休診	休診

1 診療所（外来診療）

① 療育外来（リハビリテーション科、小児神経科、児童精神科）

対象 早期療育以降の年齢で重症心身障害児や進行性疾患等、
継続してケースワークを必要とする児童

内容 医療と福祉の専門スタッフによる支援

② 発達障害等支援外来（児童精神科、小児神経科）

内容 カンファレンス実施後、学校など関係機関と連携 ※療育課と連携

③ 摂食外来（リハビリテーション科）

内容 食事内容の確認、介助方法の指導等

新規患者数(実)	217人	専門外来(4科診療①②③)患者数(延)	8,580人
----------	------	---------------------	--------

1 診療所（外来診療）

④ 補装具外来（リハビリテーション科と整形外科）

対象 肢体不自由児・者

内容 医師が、立位・歩行・姿勢の安定や移動の補助を目的とした補装具の処方・チェックを行い、機能訓練科職員や義肢装具士等と連携して作製

全1399件

・下肢装具(6種)	延 850件
・車椅子・座位保持装置等	延 479件
・歩行補助具	延 23件
・義足	延 11件
・その他	延 36件

1 診療所（外来診療）

■ 機能訓練

理学療法（PT）

医療ケアの必要な子どもや協調運動障害がある不器用児、脳性麻痺児等の機能訓練
ボトックス治療に関する評価や施注後の集中的な訓練も実施

早期療育外来	延 1449人
外来（早期療育外来を除く）	延 2383人

1 診療所（外来診療）

■ 機能訓練

作業療法（OT）

早期療育段階から幼児期；遊びなどのアクティビティを通じた発達支援

学齢期；日常生活や学校生活に即した様々な支援

入院児；退院に向けてのADL(日常生活動作)訓練や学習支援等

上肢のボトックス治療（他院での施注）前後の評価や集中訓練

発達障害；個別訓練やグループ活動も他職種と共に実施（絵画グループ等）

早期療育外来	延 750人
--------	--------

外来(早期療育外来を除く)	延 1172人
---------------	---------

1 診療所（外来診療）

■ 機能訓練

言語聴覚療法（ST）

ことばやコミュニケーションに関する相談や評価・支援を実施

幼児期（3～5歳）；ことばの遅れに対する相談やコミュニケーション支援を実施

学齢期；発音の指導などの対応、発達障害支援（集団適応や学習面での心配など）

言語発達の検査に加えて読み書きに関する評価なども実施

早期療育外来	延	343人
--------	---	------

外来（早期療育外来を除く）	延	743人
---------------	---	------

1 診療所（入院診療等）

- ・ 整形外科術後リハビリテーション入院

- ・ 児童相談所の一時保護委託

被虐待乳幼児や養護の必要な障害児等の保護・リハ訓練を目的にした入院を受入れ

- ・ 医療型短期入所（空床利用）

肢体不自由児及び重症心身障害児・者の短期入所を受入れ

入院患者（術後リハ・一時保護委託）（実）4人、短期入所利用者（実）10～19人／月

占床率12～23％／月

ただし、設立当初の介助量の少ない整形外科患者ではなく、ADL全介助+医療ケア児者が多い現状

1 診療所（入院診療等）

患者・利用者の傾向

- ・ [設立時] 手術あり（脳性麻痺） → [近年] 術後リハビリテーション
- ・ ボトックス治療を実施 → 集中リハ入院（1カ月以内）
- ・ 入院児は少数

入院児童数 × 在院日数
= 延 177人日

<

短期入所利用児者数 × 在院日数
= 延 928人日

1 診療所（地域支援）

他機関支援・連携

- ・ 県立特別支援学校
医師・機能訓練科職員を派遣して専門的支援を実施
- ・ 子ども自立生活支援センター（きらり）等
機能訓練科職員を派遣して専門的支援を実施

<特別支援学校訪問>

- ・ 医師18校、各校1-4回/年、1回6-9人
- ・ PT 19校・延 103人、 OT 19校・延 67人、 ST 13校・延 52人

<きらり訪問>

- ・ PT 1回/月・延23人、 OT 4回/年・延12人、 ST 2回/年・延5人

1 診療所（福祉との連携；診療報酬外）

障害児等療育支援事業

巡回リハビリテーション、日常生活等支援事業

更生相談所

医学判定（下肢装具、電動車椅子、座位保持装置、補聴器等）や
重度障害者用意思伝達装置判定業務等を実施 ※来所、巡回、文書

児童相談所

医学診断(健康診断、重症心身障害児者訪問等を含む)
被虐待児への対応(診察、コンサルテーション)等を実施

研修講師（SRC主催研修）

[参考] A 医師の1週間

曜	午前	午後	夜間
月	会議、文書判定(10+30件/月)	外来再診6人、カンファ	カルテ記載・書類作成
火	カンファ、新患3人	装具外来	当直
水	会議(1時間)、再診3人	こども医療センター外来(平均5人)	
木	巡回リハビリテーション(足柄上郡)	巡回リハビリテーション(足柄上郡)	
金	支援学校医事相談(相模原中央)	支援学校医事相談(相模原中央)	

2 障害児等療育支援事業

法に基づく都道府県必須事業

(障害者総合支援法・地域生活支援事業)

- ・巡回リハビリテーション
- ・在宅重症心身障害児者訪問指導事業
- ・早期療育事業
- ・その他（発達障害等支援外来、療育外来、日常生活支援）

巡回リハビリテーション事業	延 177名	
在宅重症心身障害児者訪問指導事業	延 9名	※新型コロナウイルス感染拡大防止対策により減少
早期療育事業	(個別)延 1,172件	(集団)延 148人
発達障害等支援外来	延 134名	
療育外来	延 1,088件	
日常生活等支援事業	—	※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止

2 障害福祉サービス事業所（医療型短期入所（空床利用））

有床診療所（19床）の空床利用で実施

対象 重症心身障がい児・者
肢体不自由児

概要 レスパイト、家族の急病等の緊急時等に
短期間入所し、食事や排せつなどのほか、
必要な医療的ケアや介護を提供する

※ 医療人材不足や施設老朽化等により、やむなく受入制限中

2 障害福祉サービス事業所（医療型短期入所（空床利用））

実績

利用者実数 20名 利用延件数 174件 利用延日数:928日

【利用者の居住地内訳】

圏域	湘南東部圏域			湘南西部圏域			県央圏域	
当該市町村	藤沢	茅ヶ崎	寒川	平塚	秦野	二宮	厚木	大和
利用実数	4人	2人	2人	5人	1人	2人	2人	2人
利用延件数	30件	9件	26件	64件	31件	12件	13件	15件
延利用日数	135日	36日	101日	381日	31日	62日	66日	116日
割合※	17.2%	5.2%	14.9%	36.8%	17.8%	6.9%	7.5%	8.6%

※延件数での割合算定

上記表以外の圏域及び市町村の利用実績は無し

2 障害福祉サービス事業所（医療型短期入所（空床利用））

閉止期間

年月	閉止期間	日数	備考
令和3年 9月	9/1～9/5	5日間	
令和3年10月	10/11～10/17	7日間	
令和3年11月	11/25～11/30	6日間	
令和3年12月	12/1～12/2・12/28～12/31	6日間	12/28～12/31は年末の定例閉止期間
令和4年 1月	1/1～1/3・1/12～1/18	10日間	1/1～1/3は年始の定例閉止期間
令和4年 2月	2/23～2/28	6日間	
令和4年 3月	3/10～3/16	7日間	

※ 医療人材不足や施設老朽化等により、やむなく受入制限中

3 知的障害者更生相談所／身体障害者更生相談所

法に基づく都道府県必置の機関（大都市特例あり）

市町村等の依頼に応じ、18歳以上の身体障害者及び知的障害者への
専門的支援を実施 ※福祉医療部、判定医の支援協力が必要

所管 県所管域

（横浜市・川崎市・相模原市を除く市町村）

機能

- ・ 専門的相談機能
- ・ 専門的判定・評価機能
- ・ 市町村への専門的支援

3 知的障害者更生相談所／身体障害者更生相談所

区分	知的障害者更生相談所	身体障害者更生相談所	職種
専門的 相談機能	療育手帳、生活相談、 職業相談、施設入所、 その他(強度行動障害判定、 重心認定等)	補装具 更生医療	福祉(障害 者福祉司)、 医師 看護師
専門的判定 ・評価機能	療育手帳に関する程度判定	補装具費支給要否判定 更生医療給付要否判定	福祉(障害 者福祉司、 心理)、 医師 PT・OT・ST
市町村への 専門的支援	障害保健福祉圏域事業調整 会議等への参加 等	障害保健福祉圏域事業調整 会議等への参加 等	福祉(障害 者福祉司)

3 知的障害者更生相談所（令和3年度実績）

相談内容別

- ・療育手帳 976件(93.3%)
- ・生活相談 35件(3.3%)
- ・職業相談 27件(2.6%)
- ・施設入所 4件(0.4%)
- ・その他 4件(0.4%)

相談形態別

- ・来所 982件(93.9%)
- ・巡回・訪問 64件(6.1%)

延 1046件

3 身体障害者更生相談所（令和3年度実績）

相談内容別

（内訳）

- ・補装具 2658件（71.4%）
- ・更生医療 1067件（28.6%）

相談形態別

（内訳）

- ・文書、来所 2993件（80.3%）
- ・巡回 732件（19.7%）

延 3725件

● 障害者手帳の交付

身体障害者手帳の交付

15条医の意見書が添付された交付申請を受理し、
社会福祉審議会委員（医師）に意見照会のうえ、SRC所長（医師）決裁により
障害者手帳（紙またはカード）を交付

R3年度交付数 8341件 （内訳）新規4862件、再交付2529件、紛失破損等 950件

療育手帳の交付

判定機関(児相・知更相(SRC福祉課))の判定結果が添付された交付申請を受理し、
SRC所長（医師）決裁により、障害者手帳（紙またはカード）を交付

R3年度交付数 6133件 （内訳）新規1260件、再交付3999件、紛失破損等 854件

4 研修（福祉人材育成）等

障害福祉関係研修（新任・現任）

対象 市町村等の障害者福祉担当職員

心身障害児福祉関係研修（作業療法・言語療法・理学療法コース・看護コース）

対象 心身障害児療育関係機関の職員

福祉子どもみらい局専門研修

対象 県職員（福祉職）

自立活動教諭(専門職)基礎研修

対象 特別支援校の自立活動教諭(PT、OT、ST)

実習生・研修生の受入等

対象 施設等の機能訓練関係者(PT、OT、ST)、大学等の実習生

ボランティア・見学者受入れ

5 運営全般・各種報酬請求・庁舎管理等

各種報酬請求

- ・ 診療報酬請求
- ・ 障害福祉サービス等報酬請求事務 ※委託あり

庁舎管理

SRC庁舎（2児相入居の合同庁舎）維持管理

- ・ 診療所運営にかかる各種設備メンテナンス
- ・ 児相一時保護所も含む

運営状況（収支）

令和3年度

収入	支出												
111,307,071円	801,345,445円												
<p>(内訳)</p> <table><tbody><tr><td>診療報酬</td><td>83578千円</td></tr><tr><td>診断書等</td><td>772千円</td></tr><tr><td>障害福祉サービス等報酬</td><td>25774千円</td></tr><tr><td>財産貸付等</td><td>1184千円</td></tr></tbody></table>	診療報酬	83578千円	診断書等	772千円	障害福祉サービス等報酬	25774千円	財産貸付等	1184千円	<p>(内訳)</p> <table><tbody><tr><td>事業費</td><td>208,866千円</td></tr><tr><td>人件費</td><td>592,480千円</td></tr></tbody></table>	事業費	208,866千円	人件費	592,480千円
診療報酬	83578千円												
診断書等	772千円												
障害福祉サービス等報酬	25774千円												
財産貸付等	1184千円												
事業費	208,866千円												
人件費	592,480千円												

[参考] 診断書手数料等 (煤ヶ谷診療所条例を準用)

種 別		1通の金額
診断書の交付	普通診断書	1700円
	死亡診断書その他記載事項がこれに類するもの	3450円
	自動車損害賠償責任保険に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの	5070円
証明書の交付	通院証明書その他記載事項がこれに類するもの	1160円
	家族療養費の支給に関する証明書その他記載事項がこれに類するもの	1680円
	自動車損害賠償責任保険に関する診療費明細書その他記載事項がこれに類するもの	3380円
死体検案書の交付		3380円
診察券の再交付		150円

[参考] 診断書手数料等

【次のいずれかに該当する方は免除】

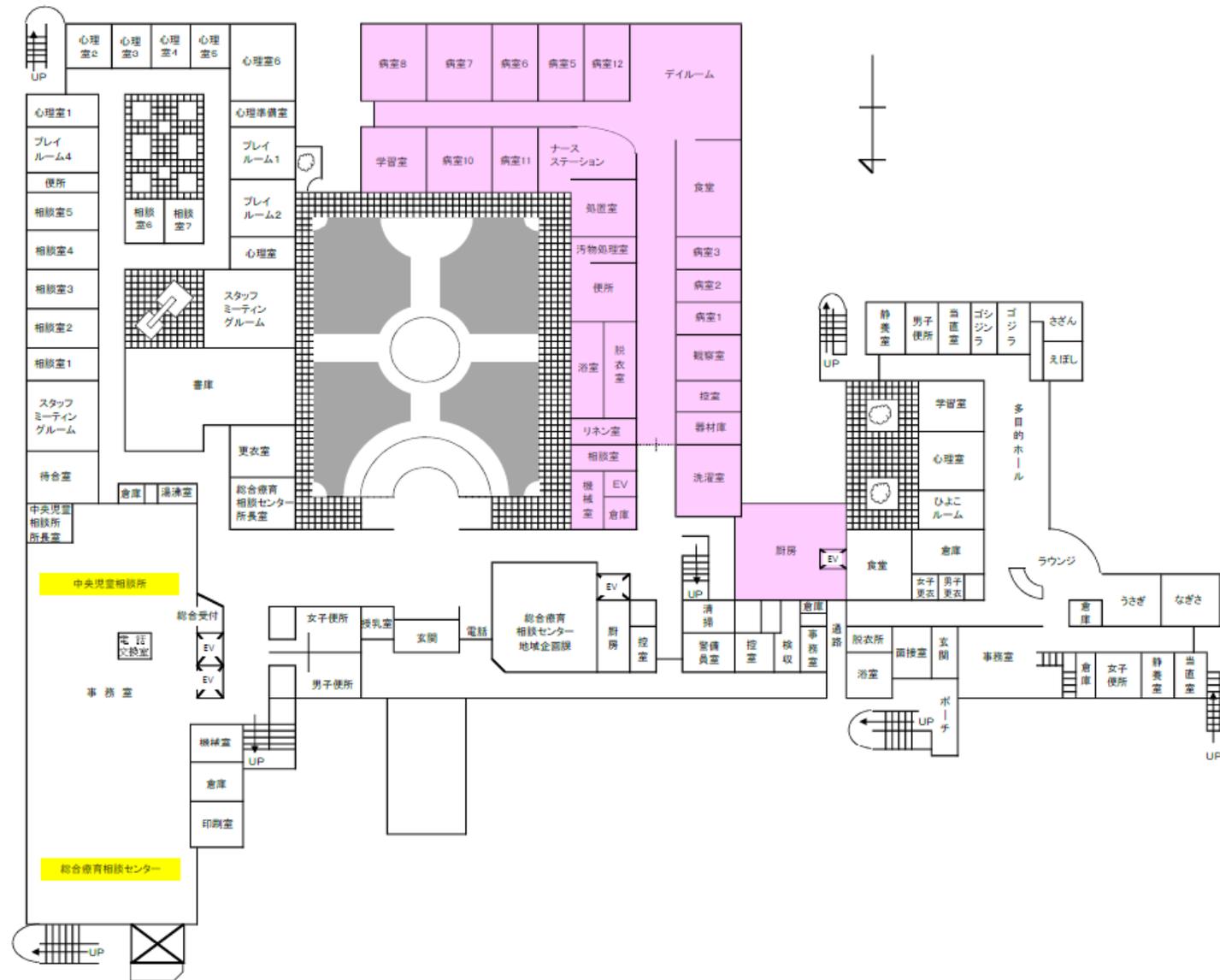
- 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- 災害等不時の事故により生活が困難な状態にある者
- 児童福祉法、身体障害者福祉法、国民年金法、児童扶養手当法又は母子保健法の適用に関して診断書又は証明書の交付を申請する者

施設案内

総合療育相談センター **S R C**

S O U G O U **R** Y O U I K U S O U D A N N **C** E N T E R

施設案内 (1 F)



施設案内 (2F)

【福祉医療部】 外来診療エリア

B 専門外来

・療育外来

リハビリテーション科、小児神経科、児童精神科

・発達障害等支援外来 (児童精神科、小児神経科)

・摂食外来 (リハビリテーション科)

・補装具外来



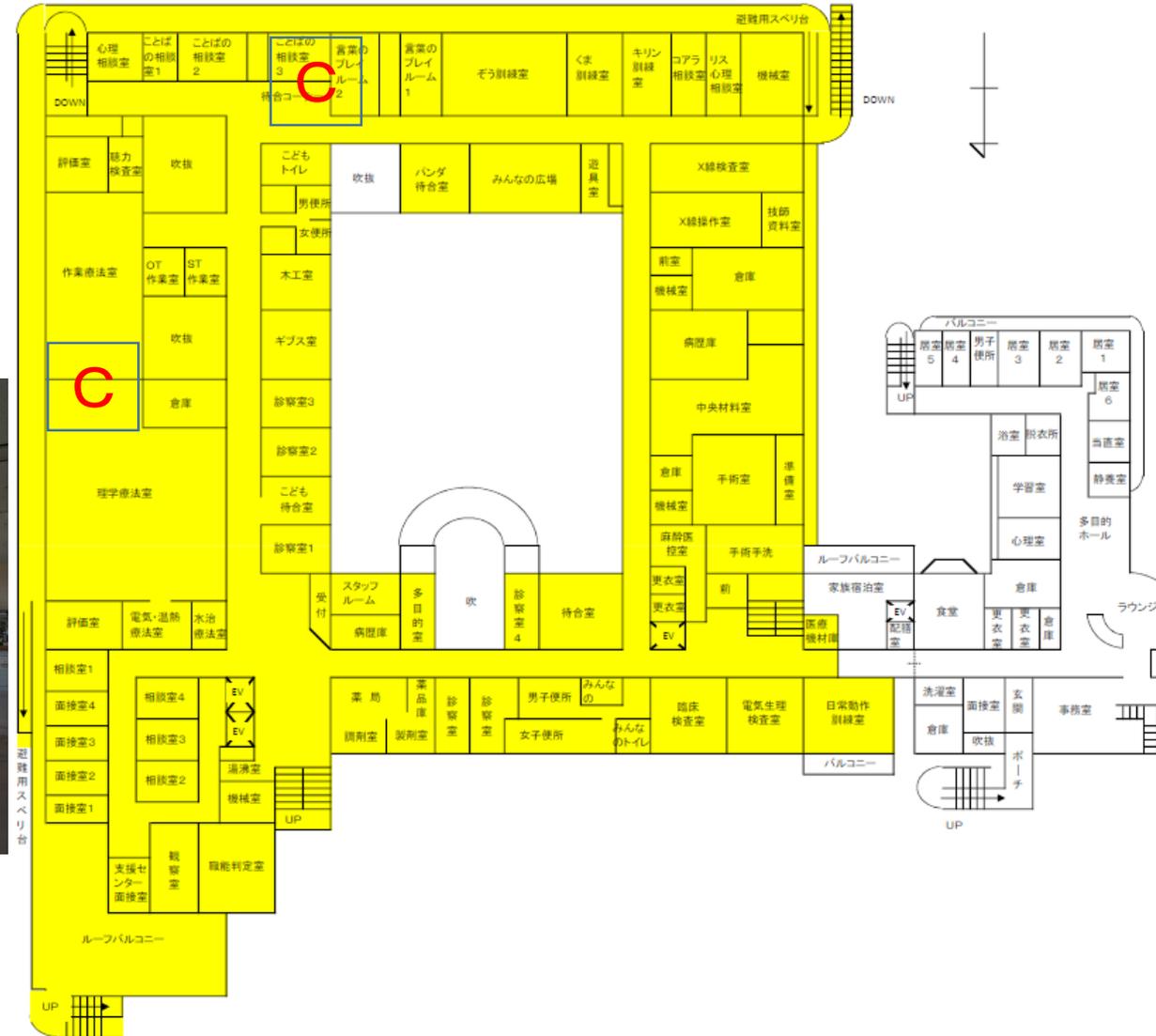
Kanagawa Prefectural Government



施設案内 (2F)

【福祉医療部】 外来診療エリア

C 訓練



施設案内 (3 F)

【障害支援部】 判定エリア

- E 身体障害者更生相談所
・巡回ブロック判定(藤沢会場)

